

【写】

富最賃審第 13 号  
令和 5 年 10 月 25 日

富山労働局長  
吉岡 勝利 殿

富山地方最低賃金審議会  
会長 長尾 治明

富山県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具  
製造業最低賃金の改正決定について（答申）

令和 5 年 8 月 23 日付け富労発基 0823 第 3 号をもって貴職から諮問のあった  
標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達し  
たので答申する。



## 別 紙

富山県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金について、次のとおり改正決定すること。

### 1 適用する地域

富山県の区域

### 2 適用する使用者

前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者

- ( 1 ) 電子部品・デバイス・電子回路製造業
- ( 2 ) 電気機械器具製造業（電球・電気照明器具製造業、電気計測器製造業及びこれらの産業において管理，補助的経済活動を行う事業所を除く。）
- ( 3 ) 情報通信機械器具製造業（電子計算機・同附属装置製造業及び当該産業において管理，補助的経済活動を行う事業所を除く。）
- ( 4 ) 純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が（ 1 ）から（ 3 ）までに掲げる産業に分類されるものに限る。）

### 3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- ( 1 ) 18歳未満又は65歳以上の者
- ( 2 ) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- ( 3 ) 次に掲げる業務に主として従事する者
  - イ 清掃又は片付けの業務
  - ロ 手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、巻線、かしめ、取付け、バリ取り、洗浄、刻印打ち、検査、選別、レットルはり、包装、袋詰め、箱詰め、捺印、塗装、スポット溶接、パーツ挿入及び乾燥の業務

### 4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 951円

### 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

### 6 効力発生の日

法定どおり



別 添

電気機械器具製造業最低賃金専門部会  
調査審議経過

年月日	回	審議事項	主な審議内容等
令和5年 9月27日 (火)	第 1 回	1 部会長及び同代理の選出について	部会長に堀岡委員、同代理に柳原委員を選出した。
		2 専門部会運営規程について	原案どおり決定された。
		3 審議運営事項について	事務局から要点の説明がなされた。
		4 審議日程について	原案どおり決定された。
		5 労働経済等関係指標について	事務局から資料に基づき説明がなされた。
		6 最低賃金基礎調査結果について	事務局から資料に基づき説明がなされた。
		7 最低賃金に関する労使協定締結状況について	事務局から資料に基づき説明がなされた。
		8 参考人意見表明について	事務局から、労使各側とも意見書の提出はなく、公示に係る意見書の提出もなかった旨報告がなされた。 その上で、引き続き審議を行うことで合意した。
		9 労使の基本的主張	労働者側は、本件特賃は電気機械器具製造業の「基幹的労働者」の最賃であるから、地賃より高い水準の確保が不可欠である。当該産業は労使の努力により着実にコロナから回復しており、また、経済成長への貢献と新たな雇用に寄与することが期待される産業であることから、大幅な引上げが必要であると主張した。 一方、使用者側は、地賃は目安どおりの大幅引上げとなったが、特賃においては、現状を見据え、各種データを踏まえた審議を求めるとした上で、本県の経済

		10 金額等審議	<p>情勢は改善傾向であるもののコロナ禍前の状況に回復したとは認められず、特賃の大幅な引上げは難しいと主張した。</p> <p>公益委員を中心に労使双方から意見を聴取し調整に努めたが、意見の隔たりが埋まらなかったため、次回改めて審議を行うこととなった。</p>
令和5年 10月2日 (月)	第 2 回	1 金額等審議	<p>前回に引き続き、公益委員を中心に労使双方から意見を聴取し調整に努めたが、意見の隔たりが埋まらなかったため、次回改めて審議を行うこととなった。</p>
令和5年 10月25日 (水)	第 3 回	<p>1 金額等審議</p> <p>2 専門部会報告の取りまとめ</p>	<p>公益委員を中心に労使双方から意見を聴取し調整に努めたところ意見の一致を見たので、公益委員案を提示した上で採決し、全会一致で公益委員案どおり議決した。</p> <p>富山地方最低賃金審議会に報告するため、専門部会報告を取りまとめた。</p>